

## 令和7年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）

令和7年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520,277千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和7年12月19日提出

長崎県知事 大石賢吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 112,301	千円 90,000	千円 202,301
	2 国庫補助金	30,000	90,000	120,000
歳 入 合 計		430,277	90,000	520,277

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 430,277	千円 90,000	千円 520,277
	1 林 業 費	282,313	90,000	372,313
歳 出 合 計		430,277	90,000	520,277

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 90,000
	1 林業費		90,000
		造林費	90,000
合計			90,000

## 令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
（4）主な建設改良事業			

処理場建設改良	764,339千円	480,000千円	1,244,339千円
---------	-----------	-----------	-------------

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額127,062千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,303千円、当年度分損益勘定留保資金77,624千円及び繰越利益剰余金33,135千円」を「不足する額127,062千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,757千円、当年度分損益勘定留保資金77,624千円及び繰越利益剰余金23,681千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
取			入
第1款 資本的収入	763,750千円	480,000千円	1,243,750千円
第1項 企業債	190,500千円	80,000千円	270,500千円
第2項 国庫補助金	396,500千円	320,000千円	716,500千円
第3項 負担金	176,750千円	80,000千円	256,750千円
支			出
第1款 資本的支出	890,812千円	480,000千円	1,370,812千円
第1項 建設改良費	764,339千円	480,000千円	1,244,339千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	千円 190,500	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他	年利 5.0%  (借入時期) 令和7年度。 ただし、購入その他の都合により、 その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 270,500	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	190,500				270,500			

令和7年12月19日提出

長崎県知事 大石賢吾